

児童相談所移管に係る都区の検討状況について

1 これまでの検討の経緯

児童相談行政の体制のあり方については、「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会（以下「検討会」という。）」において都区で協議を行ってきた。

平成25年11月に、区側は「特別区児童相談所移管モデル」（以下「移管モデル」という。）を策定し都に提示したが、都から「移管の必要性和具体性が不足していることや、人材と施設の移管そのものについても検討すべき」などの見解が出された。

そのため、区側は各区における移管モデル具体化の検討状況の集約と、23区共通課題（人材育成、一時保護所、社会的養護、23区間・都区間連携など）の検討結果を、「特別区児童相談所移管モデルの具体化について」（概要は別紙1のとおり）としてまとめ、平成27年3月の区長会、副区長会に報告した。

2 板橋区における検討状況

平成25年12月26日	「板橋区児童相談所移管に係る検討会」設置
平成26年1月7日 庁議(経営戦略会議)	「児童相談所移管に係る庁内検討組織の設置について」 ⇒検討会の設置と特別区移管モデルの概要について報告
平成26年1月30日 平成25年度第1回検討会	「児童相談所移管に係る検討について（大枠の方向性）」中間報告（板橋区）の作成⇒平成26年2月28日特別区長会事務局へ提出
平成26年5月7日 庁議(連絡調整会議)	「児童相談所移管に係る検討について（大枠の方向性）」中間報告（特別区長会作成）
平成26年5月28日・6月20日 平成26年度第1回・第2回検討会	「児童相談所移管に係る検討について（板橋区最終報告案）」を作成
平成26年7月8日 庁議(連絡調整会議)	「児童相談所移管に係る板橋区の検討結果について」（概要は別紙2のとおり）⇒平成26年7月22日特別区長会事務局へ提出

3 今後の検討の進め方

本年5月13日に、都区の部課長級で構成する検討会を再開し、特別区から東京都へ「特別区児童相談所の移管モデルの具体化について」を提示したところであり、6月から「児童相談行政の体制のあり方」についての具体的な議論を開始した。

はじめに

- 平成26年3月の児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会において、児童相談所を担うための大枠の方向性を示した「移管モデル」を提示。
その後、各区で、「移管モデル」をもとに移管の具体化に向けた検討を行うとともに、移管にあたっての23区共通課題について検討。
- 今般、各区における移管の具体化に向けた検討の状況や、移管にあたっての23区共通課題の検討結果等を踏まえ、都の見解で示された指摘項目を含め、「移管モデル」の具体化についての特別区としての考え方を整理。
今後、検討会の中で、先に示された都の見解、これに対する特別区の意見、今回提示する「移管モデル」の具体化についての特別区としての考え方等を素材に、「児童相談行政の体制のあり方」について議論し、さらに検討を深めていく。

《児童相談所長》

- 開設時の所長は、管理職の有資格者から任用することを基本に、任期付採用や経験者採用を検討するほか、都からの職員派遣を要請。

《児童福祉司・児童心理司スーパーバイザー》

- 開設後の児童福祉司のスーパーバイザー候補職員は、子ども家庭支援センターや生活保護ケースワーカー経験者等の中から一定数を、また、児童心理司のスーパーバイザー候補職員は、区に在職する職員及び新たに採用する心理職の職員の中から一定数を、開設までの4年間、都の児童相談所に派遣して実務経験を積ませることにより育成。
- 開設時から一定期間は、スーパーバイザーとして、都からの職員派遣を要請し、この間にスーパーバイザー候補職員が都職員の派遣終了後のスーパーバイザーとしての役割を担うことができるように育成。

第1 人材の確保・育成について

1. 基本的な考え方

- 開設時に必要となる職員は、都の児童相談所等への派遣を通じて実務経験を積ませることにより確保・育成することを基本とするが、開設当初から一定期間(3年間を目途)は、都からの職員派遣や都職員の身分切替を要請。
- 児童福祉司任用資格保有職員を確保するため、福祉職の採用を拡大。
- 児童福祉司等の職員や児童相談所長は、職員のスキルアップ、人事の停滞解消等を図るため、23区間での派遣交流及び人事交流を実施するとともに、都との派遣交流を要請。
- 児童相談所等の職員は、児童相談関連部署への異動を重視した人事ローテーションを行い、関係部署間のネットワークを強化。
- 特別区職員研修所による専門研修の実施や都主催の専門研修等の活用により、職員の相談対応力等を向上。

2. 職員の確保・育成に係る基本的方向性（職種別）

《児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員（児童指導員・保育士）》

- 開設時に中核となる職員は、子ども家庭支援センター職員、ケースワーカー、保育士等や新たに採用する職員の一定数を、開設までの4年の間に、都の児童相談所等へ派遣して実務経験を積ませることにより育成。また、派遣が終了し区へ戻った職員は、児童相談所等で習得した専門知識やスキルを活かすことができる児童相談関連部署等へ配置。
- 移管後、新たに採用する場合は、現行の採用制度の活用に加え、現行制度で実施していない経験者採用等を実施する方向で検討。

第2 社会的養護の拡充について

1. 基本的な考え方

- 国が示す「家庭養護(里親等)、家庭的養護(グループホーム等)、施設養護の各構成比を1/3にする」ことを将来的な目標として、現段階から、多様な地域資源を活用した里親登録者増加の取組や、用地の確保・提供など、都との連携・協力によるグループホーム誘致の取組等を実施し、社会的養護を充実、強化。
- 現在、都が利用している児童養護施設等は、他道府県の先行事例を参考に、定員協定の締結等により、都と特別区で利用。

2. 家庭養護（里親・ファミリーホーム）

《家庭養護（里親・ファミリーホーム）の基本的方向性》

- 地域ネットワークを活用できる強みを活かして里親等委託率向上のための取組を重点的に行うなど、家庭養護(里親・ファミリーホーム)を強力に推進。
- 里親家庭に対する子育て支援サービスの充実や、児童相談所を中心に区全体で里親家庭を支援・フォローする体制を整備するなど、里親家庭が子育てしやすい環境作りを行う。

《里親登録数の向上に向けた取組、里親への支援》

- 保育ママやファミリーサポート、ショートステイの協力家庭の担当部署から里親に適している家庭を推薦する仕組みを作り、週末ホームステイ等の短期里親事業を実施することによって里親登録につなげていく。
- 里親家庭が子育て支援サービスを利用しやすくなるような制度や事業を整備、実施し、里親家庭の良好な子育て環境を醸成。〔例：幼稚園・保育園の入園決定時の配慮、レスパイトケア(里親の一時的な休息のための援助)のためのショートステイ〕

3. 施設養護

《施設養護の基本的方向性》

- 施設養護に関する各区の考え方・方針や都の推進計画等をもとに23区全体で調整し、各区が地域の実情等を踏まえて施設整備を行う。
- 乳児院、自立援助ホームは、社会福祉法人等が行う施設整備に関する情報を共有するなど、23区間で連携・協力を図りながら、各区が施設誘致の取組を行い、入所枠を確保。

《児童養護施設》

- グループホームを増設していくことを基本に、児童養護施設を整備。
- 施設が所在しない区は、里親支援機関等の地域支援の拠点として新規整備することも検討。また、施設が所在する区についても、区の実情に応じて新規整備することを検討。
- グループホームの整備にあたっては、都と連携して施設の小規模化を図り、社会福祉法人への財政支援等を実施。また、空き家の活用により、用地を確保・提供することも検討。

《児童自立支援施設》

- 児童相談所設置市に必置の施設であるが、他道府県の先行事例を参考に、当分の間、地方自治法に規定する「事務の委託」に基づき都へ委託。
- 都の児童自立支援施設への職員派遣等を通じて児童自立支援施設の運営ノウハウを蓄積し、将来的に23区共同で1か所設置することも検討。

第3 23区間及び都区間の連携・調整について

1. 一時保護所の共同設置

- 共同設置を予定している8区が地方自治法に基づく「管理執行協議会」方式により、3か所の一時保護所を共同設置。また、幼児・学齢児等の種別ごとの一時保護所を整備する方向で検討。
- 一時保護所の総定員は、共同設置を予定している8区の必要定員数をもとに57名とし、各区の定員枠を設定。各区の児童相談所が一時保護決定に基づいて入所手続を行い、各区の定員枠までは、各区の判断で入所させる。
- 職員は、各区が定員枠に応じて派遣することを基本。施設の建設費、運営費等についても、各区が定員枠に応じて負担すること基本に、利用実績に応じて調整。また、施設の維持管理は、施設所在区が行う。

2. 一時保護所の相互利用

- 自区の一時的保護所での保護を原則として、児童の居所を秘匿することが必要な場合など、自区の一時的保護所での保護が困難な場合に23区全体で相互利用を行う。
- 各区の一時的保護所(共同設置の一時的保護所を含む)に相互利用のための定員枠は設定しないが、一時保護所に空きがあり、他区から相互利用の依頼があった場合には、原則として受け入れる。また、23区で相互利用を行うための協定、基本ルールを策定、締結。

3. 児童養護施設・乳児院・自立援助ホームの入所調整、利用方法

- 現在、都が利用している施設は、都と特別区で利用。特別区の利用分は、都との協議により定員協定を締結して入所枠(協定定員)を設定。
- 児童相談所移管後に整備した新規施設は、整備を行った区が利用することを基本として、空きがある場合には、他区や都も利用。

4. 里親委託

- 区内の里親への委託を原則とするが、区内に適切な里親がない場合や区外への里親委託が適切な場合には、他区や23区外の里親へ委託。

5. 23区間の情報共有

- 複数区が関わるケース対応や、統一的な判断、専門的な対応、国の制度改正など、23区全体でノウハウの蓄積等が必要な場合に、23区間で情報共有を行う。
- 情報共有を行う仕組みとして、23区間で必要な情報を閲覧できるシステム(掲示板)を導入する方向で検討。また、児童相談所長会をはじめとする23区の会議体を設置。

6. 児童相談所設置市事務の共同処理

- 「小児慢性疾患の医療給付に関する事務」の認定審査会は、23区合同審査や事務局の23区持ち回り等の方法により実施。

7. 23区共通の事務処理マニュアル、ルール等の策定

- ケース対応や児童相談所の運営等に関する事項について、都が作成・使用している現行のマニュアルを基本に、23区共通の事務処理マニュアルや統一基準を作成。また、児童相談業務を行っていく中で、各区の地域特性や業務実態に合わせたマニュアルを作成することも検討。

8. 都との連携

- 児童養護施設の入所及び里親委託は、区内・23区内を基本としながら、都と特別区が相互に入所・委託できるように連携・協力。また、都区間で職員の派遣交流を行い、都全体における専門職のスキルアップを図る。
- 児童相談センターで実施している治療指導事業の利用、高度な専門的知識・経験が必要なケース対応等への助言・援助をはじめ、児童相談所の立ち上げ支援、児童相談所開設時における都職員の派遣・区職員の派遣受入、マニュアルの提供や都主催の研修への参加、児童福祉施設の空き状況の情報提供等について要請。

児童相談所移管に係る板橋区の検討結果について

平成 25 年 11 月に特別区区長会事務局で作成した「児童相談所移管モデル」の具体化に向けた検討にあたっては、特別区福祉主管部長会の下命に基づき、各区の意見を踏まえて取りまとめる必要があるため、板橋区の検討結果について、下記のとおり回答を行った。

記

1 移管後の児童相談行政の体制について

- ・児童相談所を子ども家庭支援センターと統合し、一元体制の新しい組織とする。
- ・子育て支援事業（ひろば事業、ファミリー・サポート・センター事業等）については、子育て施策関連部署への業務の移管並びにそれに伴う組織改正の可能性などを整理していく。
- ・困難ケースや専門性が求められる相談については、児童相談所が担当し、各所管と緊密な連携を図っていく。（各所管課で受けている相談はこれまでどおり実施）

2 児童相談所設置市の事務の実施方法について

- ・自区で実施することを原則とするが、高度な専門性を必要とする一部事務については 23 区が連携して実施する。
- ・23 区共通のマニュアルを作成して事務を実施する。

3 児童相談所及び一時保護所の職員確保・人材育成について

- ・児童相談所の職員については、特別区移管モデルで示された大規模モデルを基に、指定市・設置市の人口 1 万人で割り返した数値を基に算定する。
児童相談所職員：34 人（児童福祉司など常勤 23 人、非常勤 9 人、嘱託医 2 人）
- ・一時保護所の職員と定員については、将来の需要増と相互連携を想定し、特別区児童相談所移管モデル大規模モデルの定員の上限とする。
一時保護所職員：21 人（福祉職、看護師など常勤 15 人、非常勤 6 人）
一時保護所定員：20 人

4 一時保護所の持ち方について

- ・保護すべき児童を区の判断で速やか且つ確実に入所させるには、区の単独設置の一時保護所が必要である。
- ・秘匿の必要及び非行がある児童等については、他自治体の一時保護所との連携を図っていく。

5 児童相談所、一時保護所の施設整備について

- ・児童相談所、一時保護所の整備については、旧区施設跡地等の活用を検討する。

6 その他必要と思われる項目

- 財政面については、移管事務の範囲に応じて都区調整財源の配分割合を見直すことも含めて、都区財政調整制度の中で整理すべきである。
- 既存施設の移管を受ける区と施設整備が新たに必要となる区との間で、経費等の負担の公平性を図ることが必要である。